

令和5年度 関東農政局補助事業評価委員会(再評価・事後評価)

技術検討会(第3回) 議 事 録

日 時 : 令和6年1月 12 日(金) 15:00～17:00

場 所 : さいたま新都心合同庁舎2号館 11 階 防災対策室1・2及び WEB

[技術検討会の議事概要]

【議事】

鈴木委員長) それでは、第2回技術検討会で各委員より確認又は指摘のあった事項について、事務局から一括して回答をお願いします。

(1) 事後評価地区について

<農業競争力強化基盤整備事業(畑地帯総合整備事業)「玉宮地区」>

佐藤課長) 大澤委員からのご質問「区画整理により1枚の圃場がどれくらいの大きさに拡大されたのか。事業実施前に比べかなり筆数が減り、大きな区画になっているため担い手への農地集積が進んでいると思われる。また、営農経費節減の労働時間と機械経費の表(P I -3)の事業計画時点と評価時点の数値が一致している理由は如何に。」について、事業主体である山梨県に確認したところ、圃場ごとに状況は異なっているが、区画整理後の圃場1枚当たりの平均面積は現況 2.4a から約 70a に拡大され、集落農業組織等への農地集積・集約化が進んでいるとのことでした。また、該当の表については、計画時点と評価時点で状況が変わらないと判断して同じ数値を採用していましたが、評価時点を R5 年の調査データに修正しました。

佐藤課長) 小林委員からのご質問「果樹の改植について、樹木の間隔等の改植計画は如何に。」について、事業主体である山梨県に確認したところ、専門家((社)山梨県果樹園芸会)の指導を受けて改植されており、“もも”は枝を V 字に広げて育てるための支柱等の設置と作業機械の通路を勘案して樹間約 10 m 間隔で改植。“ぶどう”は、最適な樹木の生育状態と作業機械のスペースを勘案して樹間2～4m間隔で改植しているとのことでした。

佐藤課長) 清水委員からのご質問「労働時間と機械経費について、区画整理により農業機械の導入が図られ作業効率がよくなり労働時間が短縮されたとあるが、機械経費が下がる理由は如何に。」について、事業主体である山梨県に確認したところ、これまでの作業は機械が進入可能な範囲を蛇行して作業し、機械の進入が不可能な範囲は人力にて作業。当該事業により果樹の植え

付け間隔が整理されたことで、作業が機械で効率的に対応できるようになり、人力作業の削減と機械経費（機械の稼働時間）が削減されました。また、従来は各農家単位で行っていた機械作業を集落農業組織等が行う事になったため、機械の使用台数を減らすことが可能となりました。なお、効果算定において、現況 1,611 時/ha から計画 1,452 時/ha となり、約 10%の減となっています。

佐藤課長）清水委員からのご意見「当該地区以外も含む事後評価全地区に係る結果書の書き方について、(1)社会情勢の変化の人口、世帯数の表は、“増減率”ではなく平成 17 年の人口等に対する令和2年の割合を示した数値であるため、表の表記と説明文を見直されたい。また、産業別就業人口の表と説明文についても、総人口の割合を示しており“減少率が高い”という表記を見直されたい。」について、事後評価各地区の表記を見直し、表中の増減率についてはプラスマイナスの表記に修正するとともに、説明文章を修正しました。

佐藤課長）鈴木委員長からのご質問「用水路は開水路であるが、果樹の灌漑方法はいかに。」について、事業主体である山梨県に確認したところ、開水路にエンジンポンプ等を投入して用水を取水し、スプリンクラーを使った給水やホースを使って直接根本への放水等にて灌漑を行っています。灌漑方式の変化はないが、これまでは土水路からの取水であったため、頻繁な通水断面の管理を行わないと通水障害が発生し、取水が困難になっていましたが、本改修により安定した取水が可能となりました。

鈴木委員長）それでは、ただ今の回答についてご意見ご質問があればお願いします。

各委員）特になし。

<農業競争力強化基盤整備事業(水利施設整備事業)「天竜川下流寺谷地区」>

佐藤課長）清水委員からのご意見「産業別就業人口の表について(P I -18)、他の2地区では事業着手時点と評価時点での情報を比較しているのに対し、当該地区は事業着手前の平成2年時点と比較している理由は如何に。30 年間の区切りのよい年号での変化を比較しているのか不明であるが、それでは比較の理由にならないと思われたため検討されたい。」について、事業主体である静岡県に確認の上、比較対象を事業着手年度の平成6年時点のデータに修正しました。

佐藤課長）清水委員からのご意見「補足説明資料にある、農業生産法人A社の労働時間や経営面積に関するデータ表記については、当該地区での経営面積に係るデータなのか、当該地区以外も含めたA社全体に係るデータなのか、過大評価につながる恐れがあるため明確にすること。」について、事業主体である静岡県に確認の上、農業生産法人 A 社の経営面積を地区内における実績(H20:42.5ha→14.7ha、R3:77.8ha→26.9ha)に修正しました。

佐藤課長) 大澤委員からのご質問「水不足の解消を評価する方法はないか。慢性的な水不足がパイプライン化により解消されたとあるが、その効果が費用対効果に含まれているものではないと考えている。パイプライン化による水不足解消の根拠となる資料があれば提示願いたい。事後評価として効果的になる。」について、パイプライン化による水不足解消の費用対効果は、作物生産効果において更新整備による水稻の干害防止効果(用水改良により、用水不足に起因する被害を防止することによって増収する効果)として計上しています。

また、新設整備による水稻の水管理改良効果(パイプライン化と給水栓の新設整備により、用水の安定供給が図られることによって増収する効果)として計上しています。

鈴木委員長) それでは、ただ今の回答について、ご意見ご質問があればお願いします。

各委員) 特になし。

<農村地域防災減災事業(用排水施設等整備事業)「毘沙門地区」>

若田課長) 清水委員からのご意見「(1)社会情勢の変化(P I -34)の説明文について、この文章では人口が 94%も低下し6%しか人口が残っていないように読めるため、“平均 94%に低下し”と修正すること。また、1、2%の違いを”横ばい”と表記しているが、他地区では“微増”や“微減”と表現しているため、各地区の表記をなるべく統一させること。なお、評価としては“ほぼ同様”といった表現が正しいと考えられる。」について、事後評価各地区の表記を見直し、表中の増減率についてはプラスマイナスの表記に修正するとともに、説明文章を修正しました。

若田課長) 鈴木委員長からのご質問「補足説明資料に平成 10 年 8 月豪雨による湛水被害状況が紹介されているが、被害額は如何に。」について、事業主体である静岡県に確認したところ、平成 10 年8月豪雨では、当該地区において 98ha が浸水し、伊豆の国市および函南町全体で 616 百万円の農地・農業用施設の被害が発生したとのことでした。

若田課長) 鈴木委員長からのご質問「(3)事業による波及的效果等(P I -36)として新規就農者が増加したとあるが、当該事業のみによる波及効果か、それともほ場整備事業等を別途行っているのか。」について、当地区では、ほ場整備等の関連事業は実施されていません。当該事業を実施したことにより、豪雨による湛水被害が軽減され、その波及的效果として新規就農者の増加に寄与したものと考えられます。

鈴木委員長) それでは、ただ今の回答について、ご意見ご質問があればお願いします。

各委員) 特になし。

(2) 再評価地区について

＜農村地域防災減災事業(防災重点農業用ため池緊急整備事業)「西塩田地区」＞

若 田 課 長) 鈴木委員長からのご質問「費用対効果が計画時に比べて伸びが大きい理由は何に。」について、基準年設定を誤っていたことによる総費用の過小評価、また災害防止効果と作物生産効果を二重計上していたことによる総便益の過大評価により、費用対効果が計画時に比べて伸びが大きい結果となっていました。見直した結果、費用対効果を 2.57 から 1.87 に修正しました。

鈴木委員長) それでは、ただ今の回答について、ご意見ご質問があればお願いします。

各 委 員) 特になし。

＜農村地域防災減災事業(用排水施設等整備事業)「米津排水路地区」＞

若 田 課 長) 清水委員からのご意見「地元負担の合意形成について、『地元”自治体等“負担について合意形成が図られている』等と負担の母体を明記したほうが想像しやすいので検討されたい。」について、ご指摘のとおり”関係土地改良区”等と追記し、負担の母体が変わるように修正しました。他地区も同様に修正しています。

鈴木委員長) それでは、ただ今の回答について、質疑があればお願いします。

各 委 員) 特になし。

鈴木委員長) 全体を通して、ご意見ご質問があればお願いします。

各 委 員) 特になし。

(3) 「第三者意見」のとりまとめ

鈴木委員長) これまでの技術検討会を総括し、技術検討会委員が「第三者の意見」をとりまとめますので一旦休会いたします。

＜休会＞

鈴木委員長) それでは、本技術検討会における第三者の意見を取りまとめましたので事務局より読み上げて説明願います。

事 務 局) 事後評価地区の第三者の意見を読み上げます。

【事後評価】

① 農業競争力強化基盤整備事業(畑地帯総合整備事業)「玉宮地区」

本地区は、用排水路が狭小な断面の土水路であったことから、維持管理に多大な労力を要していた。

また、農道は幅員が狭く、農耕車のすれ違いが困難な状況で、通作に支障を来たしていた。

さらに、ほ場区画も狭小・不整形のため、栽培、出荷などの作業労力の負担が大きく効率性が悪いことから、後継者や担い手の確保に不安を抱えていた。

本事業により、区画整理や農道及び用排水路の整備を行うことで、農業用水の安定供給のほか、農業生産性の向上、農業経営の安定と地域農業の振興に貢献している。

今後、さらなる経営基盤の強化や農業所得の向上に向け、シャインマスカットなどのブランド商品の導入をさらに進めるとともに、地域の農業を継承していく後継者の育成と新規就農者の確保に繋がることが期待される。

② 農業競争力強化基盤整備事業(水利施設整備事業)「天竜川下流寺谷地区」

本地区は、昭和 40 年代に整備され老朽化した用排兼用の開水路からの漏水などにより、慢性的な用水不足が発生し、営農に支障を来たしていた。

本事業により、用水路のパイプライン化を行うことで、農業用水の安定供給のほか、農業生産性の向上、農業経営の安定と地域農業の振興に貢献している。

今後、水田 ICT 水管理システムなどの新技術導入により省力化、高効率化などを促進することで、地域の農業を継承していく大規模経営体のさらなる生産規模拡大を後押しすることが期待される。

③ 農村地域防災減災事業(用排水施設等整備事業)「毘沙門地区」

本地区は、湛水防除事業(韮山地区)により、昭和 56 年から 57 年に排水機場の整備が行われた。

しかし、地区内および流域内の開発の進行により流出量が増加し、再び湛水被害が度々発生するようになった。

本事業により、既存排水機場のポンプの増設などを行うことで、湛水継続時間が短縮され、農業経営の安定及び生活環境の保全に貢献している。

今後、整備された排水機場の機能が十分に発揮されることで、地域の農業生産の維持のみならず、地域住民の安定した生活の確保に寄与していくことが期待される。

事務局)次に再評価地区の第三者の意見を読み上げます。

【再評価】

① 水利施設等保全高度化事業(水利施設整備事業)「霞ヶ浦用水Ⅲ期地区」

本地区は、現在までに用水路、揚水機場の整備を実施中であり、事業進捗率は 53.0%となっている。

本事業により、かんがい施設が整備された地域においては、安定した用水供給による計画的な作付けが行われ、新たな営農体系が確立されるなどの事業効果が認められる。

これにより、未整備の地域においても水需要が高まってきており、今後、かんがい施設

の整備が計画的に進捗していくと期待される。

今後もコスト縮減を図りつつ、事業完了に向けて着実に事業を推進し、さらなる効果発現に努められたい。

② 農村地域防災減災事業(防災重点農業用ため池緊急整備事業)「西塩田地区」

本地区は、現在までにため池の整備が 12 か所完了しており、事業進捗率は 70.5%となっている。

残工事は、ため池 5 か所であり、計画的に整備を進め、事業工期内の完了を目指している。

本事業により、老朽化などで機能が低下したため池堤体及び護岸の改修整備を行うことで、地震や豪雨などの災害に対する地域の防災力が強化される。併せて ICT 技術を活用した用水管理を行うことで、農業経営の安定と国土保全などの事業効果が認められる。

今後もコスト縮減を図りつつ、事業完了に向けて着実に事業を推進し、さらなる効果発現に努められたい。

③ 農村地域防災減災事業(用排水施設等整備事業)「柿沢川南部地区」

本地区は、現在までに排水機場の耐震補強及び排水路 2 路線のうち 1 路線の整備が完了しており、事業進捗率は 43.9%となっている。

残工事は、排水路 638m であり、計画的に整備を進め、事業工期内の完了を目指している。

本事業により、流下能力が不足した排水路の改修を行うことで湛水被害が軽減され、農業経営の安定と国土保全などの事業効果が認められる。

今後もコスト縮減を図りつつ、事業完了に向けて着実に事業を推進し、さらなる効果発現に努められたい。

④ 農村地域防災減災事業(用排水施設等整備事業)「米津排水路地区」

本地区は、現在までに排水路 2 路線のうち 1 路線の整備は完了しており、事業進捗率は 65.3%となっている。

残工事は、排水路約 1,200m であり、計画的に整備を進め、事業工期内の完了を目指している。

本事業により、流下能力が不足した排水路の改修を行うことで湛水被害が軽減され、農業経営の安定と国土保全などの事業効果が認められる。

今後もコスト縮減を図りつつ、事業完了に向けて着実に事業を推進し、さらなる効果発現に努められたい。

鈴木委員長) 各委員の意見を踏まえた第三者の意見について、改めて何かご意見等がありましたら、発言願います。

委員一同) 特になし。

鈴木委員長) それでは、技術検討会の第三者の意見については今読み上げていただいた内容とし、関東農政局補助事業評価委員会委員長に報告いたします。
なお、今後、文書にした際に文言等の軽微な修正があった場合は委員長あずかりとし、委員各位には事務局より共有することとします。また、評価結果書の表記に修正が発生した際は、委員長確認後、各委員への提供をもって調整を了したこととします。このような対応方針でよろしいでしょうか。

委員一同) 異議なし。

鈴木委員長) それでは審議について終了します。

— 以 上 —